

浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地震発生時における浜松市内の住宅・建築物等の倒壊等による災害及び土砂災害等による被害を防止するため、浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの交付要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業 別表第1に掲げる事業をいう。
- (2) 既存住宅 戸建て住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの)を含み、居住のために継続して利用する建築物で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの及び同日において工事中であったものをいう。
- (3) 既存建築物 前項に掲げる既存住宅以外の建築物で、昭和56年5月31日以前に建築された建築物及び同日において工事中であった建築物をいう。
- (4) 非木造住宅 既存住宅のうち、木造以外のものをいう。
- (5) マンション 既存住宅のうち、耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ床面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上である共同住宅をいう。
- (6) 静岡県耐震診断補強相談士 静岡県耐震診断補強相談士認定制度要綱(平成13年7月23日付住安第196号建築安全推進室長通知)に基づき、静岡県知事が認定した者をいう。
- (7) 耐震評定書 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録している耐震判定委員会による耐震判定書をいう。
- (8) 倒壊の危険性がある建築物 次のいずれかに該当する既存住宅及び既存建築物をいう。
 - ア 構造耐震指標値 I_w (以下「 I_w 値」という。)が1.0未満である木造の建築物
 - イ 構造耐震指標値 I_s (以下「 I_s 値」という。)が0.6未満又は保有水平耐力に係る指標値 q (以下「 q 値」という。)が1.0未満である建築物

- ウ その他市長が倒壊の危険性があると認める建築物
- (9) 地震に対して安全な構造の建築物 次のいずれかに該当する既存住宅及び既存建築物をいう。
- ア 各階のI w 値が1.0以上である木造の建築物
 - イ 各階のI s 値が0.6以上かつq 値が1.0以上である建築物
 - ウ その他市長が地震に対して安全な構造と認める建築物
- (10) 補強計画 補強後の耐震性を評価した計画をいう。
- (11) ブロック塀等 ブロック塀・石塀・レンガ塀・万年塀その他市長が認めるものをいう。
- (12) 倒壊の危険性があるブロック塀等 次に掲げる要件全てに該当するブロック塀等をいう。
- ア 道路からの高さ80センチメートル以上かつブロック塀の場合にあっては3段以上のもの
 - イ 転倒した際に、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条による道路、又は浜松市地域防災計画に位置づけられた緊急避難場所、若しくは市長が認める道路に影響を及ぼすもの
- (13) 地震に対して安全な塀 金属製フェンス等又は生垣をいう。
- (14) 指定通学路 浜松市立小中学校の通学路設定に関する基準に基づき、学校長が別に定める道路をいう。
- (15) 危険住宅 次のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅、又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったものをいう。ただし、避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。
- ア 建築基準法第39条第1項の規定に基づき、静岡県建築基準条例(昭和48年静岡県条例第17号)第3条で指定された「災害危険区域」
 - イ 建築基準法第40条の規定に基づき、静岡県建築基準条例第10条(がけ条例)で建築を制限している区域
 - ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条の規定に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」
 - エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、ウに掲げる区域に指定される見込みのある区域
 - オ 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域
- (16) 申請者 浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の補助金の交付を受けようとする者をいう。

(17) 要安全確認計画記載建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第7条第2号及び第3号に規定する建築物をいう。

（補助対象者）

第3条 補助事業の対象者は、別表第1に掲げる事業を実施する者であって、浜松市税を完納している者とする。ただし、次の各号に定める者を除く。

- (1) 国、地方公共団体その他の公の機関
- (2) 規則第3条第3項各号の規定のいずれかに該当する者

（補助対象要件）

第4条 補助事業の対象要件は、次の各号に定めるものとする。ただし、建築物の補強前後の耐震性の評価は、 I_w 値又は I_s 値及び q 値によるものとし、その算出は平成18年国土交通省告示第184号（平成18年1月26日）の別添指針による方法（国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等の効力を有すると認める方法を含む。）によるものとする。

(1) 木造住宅補強計画策定事業は、次に掲げる要件全てに該当するものでなければならない。

ア 補強後の1階の I_w 値が1.0以上となる補強計画を策定するもの。ただし、補強後の I_w 値が補強前の I_w 値より0.3以上あがるもの（市長が同等と認めるものを含む）に限る。

イ 静岡県耐震診断補強相談士が在籍する建築士事務所が補強計画を策定するもの

(2) 木造住宅耐震補強助成事業は、次に掲げる要件全てに該当するものでなければならない。

ア 倒壊の危険性がある建築物の耐震補強工事を実施するもの

イ 補強後の1階の I_w 値が1.0以上となる耐震補強工事を実施するもの。ただし、補強後の I_w 値が補強前の I_w 値より0.3以上あがるもの（市長が同等と認めるものを含む）に限る。

ウ 静岡県耐震診断補強相談士が在籍する建築士事務所が策定した補強計画に基づく耐震補強工事を実施するもの

エ 浜松市木造住宅耐震補強助成事業登録施工事業者が静岡県耐震診断補強相談士を工事監理者に定めて耐震補強工事を実施するもの

(3) 木造住宅耐震補強助成事業において別表第3第2項に規定する耐震補強のPRを行う住宅は、前号に規定するもののほか、次に掲げるアに該当し、かつ、イからエのいずれかに該当するものでなければならない。

ア 工事期間中に耐震補強PR看板を設置するもの

イ 工事期間中に現場見学会を実施するもの

- ウ 工事完成後に完成見学会を実施するもの
 - エ 工事完成後に住宅所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書及び耐震補強工事後の住宅の写真を提出するもの
- (4) 非木造住宅補強計画策定事業は、次に掲げる要件全てに該当するものでなければならない。
- ア 倒壊の危険性がある建築物の補強計画を策定するもの
 - イ 補強後の耐震性の評価が地震に対して安全な構造の建築物となる補強計画を策定するもの
 - ウ 当該補強計画に基づき耐震補強工事の実施を予定するもの
- (5) 建築物補強計画策定事業は、次に掲げる要件全てに該当するものでなければならない。
- ア 次の全てに該当する建築物
 - (ア) 倒壊の危険性がある建築物
 - (イ) 別表第2で定める用途、規模に該当するもの
 - (ウ) 建築基準法第10条に規定する耐震改修に係る命令を受けていないもの
 - イ 補強後の耐震性の評価が地震に対して安全な構造の建築物となる補強計画を策定するもの
 - ウ 当該補強計画に基づき耐震補強工事の実施を予定するもの
- (6) 建築物耐震補強助成事業は、次に掲げる要件全てに該当するものでなければならない。
- ア 次の全てに該当する建築物
 - (ア) 倒壊の危険性がある建築物
 - (イ) 別表第2で定める用途、規模に該当するもの
 - (ウ) 建築基準法第10条に規定する耐震改修に係る命令を受けていないもの
 - イ 補強後の耐震性の評価が地震に対して安全な構造の建築物となる耐震補強工事を実施するもの
- (7) 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業は、次に掲げる要件全てに該当するものでなければならない。
- ア 次の全てに該当する建築物
 - (ア) 倒壊の危険性がある建築物
 - (イ) 地震によって倒壊した場合において、浜松市地域防災計画に位置づけられた緊急輸送道路の通行を妨げるおそれのあるもの又は要安全確認計画記載建築物で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年12月22日政令第429号。以下「施行令」という。)第4条第1号で定める要件を満たすもの
 - (ウ) 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、

そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるもの

- (I) 建築基準法第10条に規定する耐震改修に係る命令を受けていないもの
- イ 補強後の耐震性の評価が地震に対して安全な構造の建築物となる耐震補強工事を実施するもの
- (8) ブロック塀等撤去改善事業は、次に掲げる要件全てに該当するものでなければならない。
- ア 申請年度の前々年度以降に市が実施する現地調査を受けたもの
- イ 倒壊の危険性があるブロック塀等を全て撤去するもの。ただし、撤去の過程において、道路からの高さが80cm未満となる場合はこの限りではない。
- (9) げけ地近接等危険住宅移転事業は、次に掲げる要件全てに該当するものでなければならない。
- ア 危険住宅を個人が所有し、現に居住しているもの
- イ 危険住宅を全て撤去するもの。ただし、市長が撤去を要しないと認めるものを除く。
- ウ 危険住宅除却後の跡地には建築行為ができないこと及びその旨を表示した標識を市が設置することを土地所有者が同意できるもの
- エ 移転先が安全な場所であるもの
- オ 建物助成費の補助金の交付を受けようとする場合は、原則として危険住宅と移転先住宅の所有者が同一であるもの

(補助金額)

第5条 事業に要する経費と別表第3で定める基準額から算出された額を比較して、いずれか少ない額に同表で定める補助率を乗じた額を補助金の額とする。ただし、申請者が次の各号の全てに該当する場合は、補助金の額に補助事業に要する経費に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の額を含めないものとする。

- (1) 消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第4号で定める事業者(以下「事業者」という。)
- (2) 消費税等について、補助事業の対象とすることを要しない旨の申し出のある者
- 2 補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる事業の様式を添付し、事業の着手前までに申請しなければならない。

- (1) 木造住宅補強計画策定事業(第2号様式)
- (2) 木造住宅耐震補強助成事業(第3号様式)
- (3) 非木造住宅耐震診断事業(第4号様式)

- (4) 建築物耐震診断事業（第4号様式）
- (5) 非木造住宅補強計画策定事業（第5号様式）
- (6) 建築物補強計画策定事業（第5号様式）
- (7) 建築物耐震補強助成事業（第6号様式）
- (8) 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業（第6号様式）
- (9) ブロック塀等撤去改善事業（第7号様式）
- (10) がけ地近接等危険住宅移転事業（第8号様式）

2 前項の申請書には、規則第4条第2項第6号の規定により次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 別表第1第1項から第8項までに掲げる事業共通の添付書類は、次に掲げるものとする。

- ア 市税納付・納入確認同意書（第9号様式）
- イ 申請者が事業者の場合は、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税特別徴収未実施理由書
- ウ 申請者が事業者の場合は、消費税申出書（第10号様式）
- エ 建築物の所有者、所在地、用途、構造及び建築年次が確認できるもの
- オ 申請者が申請建築物の所有者ではない場合は、申請建築物所有者の承諾書
- カ 見積書の写し等、事業に要する経費の根拠が確認できるもの
- キ 延べ面積計算書等、対象面積の根拠が確認できるもの（木造住宅又は戸建住宅の場合は省略できる）
- ク 付近見取り図
- ケ 配置図
- コ 各階の平面図
- サ 外観の全景が確認できる現況写真（撮影が不可能な箇所に限り立面図に代えることができる）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（第11号様式）

(2) 木造住宅補強計画策定事業の添付書類は、補強計画作成者の静岡県耐震診断補強相談士登録証の写しとする。

(3) 木造住宅耐震補強助成事業の添付書類は、次に掲げるものとする。ただし、木造住宅補強計画策定事業の補助金交付を受け、その内容に変更がない場合に限り、イ、オ、ク及びケの関係書類を省略することができる。

- ア 家族構成報告書（第12号様式）（所有者が非居住の場合は省略できる）
- イ 補強計画作成者の静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し
- ウ 補強工事監理者の静岡県耐震診断補強相談士登録証の写し
- エ 木造住宅耐震補強助成事業登録施工事業者決定通知書の写し又は更新通知書の

写し

- オ 補強前後の I_w 値及びその算定根拠を示す補強計画書
 - カ 補強前後の壁仕様等、補強方法、施工箇所を明示した補強平面図
 - キ 補強壁姿図、補強基礎断面図等の補強詳細図
 - ク 鉄筋コンクリート基礎の場合は、鉄筋の有無が確認できる書類
 - ケ 全居室の内観及び劣化状況の確認できる現況写真
 - コ 補強計画結果報告書（木造）（第 13 号様式）
 - サ 工事工程表等、事業の予定期間の根拠が確認できるもの
 - シ 耐震補強 P R 確認書（第 14 号様式）
 - ス 在宅避難対応住宅は、新型コロナウイルス感染症に関して重症化リスクの高い者が居住することが確認できるもの
 - セ 在宅避難対応住宅は、家具の配置、高さ等、寝る場所、座る場所がわかる図面
- (4) 非木造住宅補強計画策定事業の添付書類は、次に掲げるものとする。
- ア 補強前の I_s 値及び q 値、並びにその算定根拠を示す耐震診断書（非木造住宅耐震診断事業の補助金交付を受け、その内容に変更がない場合に限り省略できる）
 - イ 補強前の耐震評定書の写し（市長が別に定めるものを除く）
 - ウ 耐震診断結果報告書（木造以外）（第 15 号様式）
 - エ 耐震補強工事实施予定誓約書（第 16 号様式）
- (5) 建築物補強計画策定事業の添付書類は、次に掲げるものとする。
- ア 別表第 2 で定める用途、規模に該当することを確認できる書類
 - イ 補強前の I_w 値又は I_s 値及び q 値、並びにその算定根拠を示す耐震診断書（建築物耐震診断事業の補助金交付を受け、その内容に変更がない場合に限り省略できる）
 - ウ 補強前の耐震評定書の写し（市長が別に定めるものを除く）
 - エ 耐震診断結果報告書（木造）（第 17 号様式）又は耐震診断結果報告書（木造以外）（第 15 号様式）
 - オ 耐震補強工事实施予定誓約書（第 16 号様式）
- (6) 建築物耐震補強助成事業の添付書類は、次に掲げるものとする。
- ア 別表第 2 で定める用途、規模に該当することを確認できる書類
 - イ 補強前後の I_w 値又は I_s 値及び q 値、並びにその算定根拠を示す補強計画書（建築物補強計画策定事業の補助金交付を受け、その内容に変更がない場合に限り省略できる）
 - ウ 補強前後の耐震評定書の写し（市長が別に定めるものを除く）
 - エ 耐震補強工事の内容を明示した、各階平面図、立面図、断面図及び補強詳細図等
 - オ 耐震診断結果報告書（木造）（第 17 号様式）又は耐震診断結果報告書（木造以

- 外)(第15号様式)
 - カ 補強計画結果報告書(木造)(第13号様式)又は補強計画結果報告書(木造以外)(第18号様式)
 - キ 工事工程表等、事業の予定期間の根拠が確認できるもの
- (7) 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業の添付書類は、次に掲げるものとする。
- ア 前号イからキまでに掲げるもの
 - イ 施行令第4条第1号で定める要件に該当することが確認できる書類
- (8) ブロック塀等撤去改善事業の添付書類は、次に掲げるものとする。
- ア 市税納付・納入確認同意書(第9号様式)
 - イ 申請者が事業者の場合は、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税特別徴収未実施理由書
 - ウ 申請者が事業者の場合は、消費税申出書(第10号様式)
 - エ 見積書の写し等、事業経費の根拠が確認できるもの
 - オ 新設費の補助金の交付を受けようとする場合は、その内容を確認できる配置図及び断面図
 - カ 現場確認書の写し
 - キ 暴力団排除に関する誓約書(第11号様式)
- (9) がけ地近接等危険住宅移転事業の添付書類は、次に掲げるものとする。
- ア 市税納付・納入確認同意書(第9号様式)
 - イ 申請者が事業者の場合は、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税特別徴収未実施理由書
 - ウ 申請者が事業者の場合は、消費税申出書(第10号様式)
 - エ 申請者が危険住宅の所有者ではない場合は、危険住宅所有者の承諾書
 - オ 事業に要する経費の根拠として次に掲げるもの
 - (ア) 危険住宅の除却工事の見積書の写し
 - (イ) 危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)及び改修を伴う場合は改修に要する経費の見積書の写し(建物助成費の補助金の交付を受けない場合は省略できる)
 - (ウ) 借り入れ(予定)する金融機関等の建物、土地及び敷地造成毎に計算した利息計算書(建物助成費の補助金の交付を受けない場合は省略できる)
 - カ 土地所有者の危険住宅移転跡地利用誓約書(第19号様式)
 - キ 危険住居及び危険住宅に代わる住宅の各々の位置図、配置図及び土地の公図写し
 - ク がけの断面図及び危険住宅の周囲の状況のわかる図面
 - ケ 外観の全景が確認できる現況写真
 - コ 工事工程表等、事業の予定期間の根拠が確認できるもの

サ 暴力団排除に関する誓約書（第 1 1 号様式）

シ その他市長が必要と認めたもの

（交付の条件及び通知）

第 7 条 市長は、補助金の交付の決定をする場合は、規則第 6 条第 1 項の規定により申請者に対して、次の各号に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けること。ただし、事前に市と協議をし、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10 年間保管しておかなければならない。

2 規則第 7 条第 1 項の規定による通知は、決定通知書（第 2 0 号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げ及び交付決定の取消し）

第 8 条 申請者は、前条第 2 項の通知を受ける前に申請の取下げをする場合、又は規則第 8 条第 1 項の規定による取下げをする場合は、交付申請取下届（第 2 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、規則第 1 7 条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定を取消す場合は、交付決定取消し通知書（第 2 2 号様式）により通知するものとする。

（変更申請及び承認）

第 9 条 申請者は、第 7 条第 1 項第 1 号による市長の承認を受けようとする場合は、変更承認申請書（第 2 3 号様式）に変更内訳書（第 2 4 号様式）及び変更内容の確認ができる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請が適当であると認めた場合は、変更承認通知書（第 2 5 号様式）により申請者に通知するものとする。この場合、承認の通知をもって補助金の変更交付決定とする。

（状況報告）

第 1 0 条 申請者は、規則第 1 1 条の規定により進捗状況写真を適宜市長に提出しなければならない。ただし、別表第 1 第 7 項、第 8 項、第 1 0 項の事業に限る。

（実績報告）

第 1 1 条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第 2 6 号様式）により市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 3 1 日（市長が特別の理由があると認める場合は、市長が別に定める日）を越

えてはならない。

2 前項の実績報告書には、規則第13条の規定により次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 別表第1第1項から第8項までに掲げる事業共通の添付書類は、次に掲げるものとする。

ア 領収書の写し

イ 契約書又は請書の写し

(2) 木造住宅補強計画策定事業の添付書類は、次に掲げるものとする。

ア 補強計画確認書(第27号様式)

イ 補強前後のIw値及びその算定根拠を示す補強計画計算書

ウ 補強前後の壁仕様等、補強方法、施工箇所を明示した補強計画平面図

エ 補強壁姿図、補強基礎断面図等の補強詳細図

オ 鉄筋コンクリート基礎の場合、その確認ができる書類

カ 全居室の内観及び劣化状況の確認できる現況写真

キ 補強計画結果報告書(木造)(第13号様式)

(3) 木造住宅耐震補強助成事業の添付書類は、次に掲げるものとする。

ア 施工箇所毎の着手前及び完了後並びに工程毎に必要とする写真

イ 写真撮影箇所が判別できる平面図

ウ 補強工事監理業務完了報告書(第28号様式)

エ 耐震補強のPRを行う住宅は、耐震補強PR実施報告書(第29号様式)

オ 在宅避難対応住宅は、家具の配置、固定状況が分かる写真

(4) 非木造住宅耐震診断事業の添付書類は、次に掲げるものとする。

ア 補強前のIs値及びq値、並びにその算定根拠を示す耐震診断書

イ 補強前の耐震評定書の写し(市長が別に定めるものを除く)

ウ 耐震診断を実施するにあたり、作成及び使用した図面

エ 調査を行った場合は、その調査結果資料

オ 診断結果報告書(木造以外)(第15号様式)

(5) 非木造住宅補強計画策定事業の添付書類は、次に掲げるものとする。

ア 補強後のIs値及びq値、並びにその算定根拠を示す補強計画書

イ 補強後の耐震評定書の写し(ただし、市長が別に定めるものを除く)

ウ 補強計画の策定を実施するにあたり、作成及び使用した図面

エ 補強計画結果報告書(木造以外)(第18号様式)

(6) 建築物耐震診断事業の添付書類は、次に掲げるものとする。

ア 補強前のIw値又はIs値及びq値、並びにその算定根拠を示す耐震診断書

イ 補強前の耐震評定書の写し(市長が別に定めるものを除く)

- ウ 耐震診断を実施するにあたり、作成及び使用した図面
 - エ 調査を行った場合は、その調査結果資料
 - オ 診断結果報告書（木造）（第 17 号様式）又は診断結果報告書（木造以外）（第 15 号様式）
- (7) 建築物補強計画策定事業の添付書類は、次に掲げるものとする。
- ア 補強後の I_w 値又は I_s 値及び q 値、並びにその算定根拠を示す補強計画書
 - イ 補強後の耐震評定書の写し（市長が別に定めるものを除く）
 - ウ 補強計画の策定を実施するにあたり、作成及び使用した図面
 - エ 補強計画結果報告書（木造）（第 13 号様式）又は補強計画結果報告書（木造以外）（第 18 号様式）
- (8) 建築物耐震補強助成事業及び緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業の添付書類は、次に掲げるものとする。
- ア 施工箇所毎の着手前及び工程毎の施工中並びに完了時の確認ができる写真
 - イ 各種試験結果表・材料品質証明書等
 - ウ 工事監理報告書
- (9) ブロック塀等撤去改善事業の添付書類は、次に掲げるものとする。
- ア 領収書の写し
 - イ 事業の着手前及び完了後を確認できる全景写真
 - ウ 新設費の補助金の交付を受けようとする場合は、申請時の内容が確認できる写真
- (10) がけ地近接等危険住宅移転事業の添付書類は、次に掲げるものとする。
- ア 危険住宅の除却工事の領収書の写し
 - イ 建物助成費の補助金の交付を受けようとする場合は、危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む）及び改修を伴う場合は改修に要する経費の領収書の写し
 - ウ 移転後の住民票の謄本
 - エ 住所変更届（第 30 号様式）
 - オ 危険住宅除却跡地及び移転先住宅の写真
 - カ 建物助成費の補助金の交付を受けようとする場合は、借入を証する金融機関等との融資契約書の写し（建物、土地及び敷地造成毎の金額がわかるもの）
 - キ 建物助成費（土地）の補助金の交付を受けようとする場合は、取得した土地の登記簿謄本
 - ク 建物助成費（建物）の補助金の交付を受けようとする場合は、取得した住宅の登記簿謄本
 - ケ その他市長が必要と認めたもの
- （補助金の額の確定）

第12条 市長は、規則第14条の規定により前条の実績報告書を受けたときは、その内容を審査し、適合すると認めるときは額を確定し、確定通知書(第31号様式)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 申請者は、前条による確定通知書を受領した後、速やかに請求書(第32号様式)を市長に提出しなければならない。

(標識の設置)

第14条 市長は、がけ地近接等危険住宅移転事業において、第11条第1項による報告を受けたときは、危険住宅の跡地の見やすい場所に、標識を設置するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるものの他に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金に適用する。
- 2 浜松市ふじのくに建築物等耐震化促進事業費補助金交付取扱要綱(平成14年4月1日)は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧浜松市ふじのくに建築物等耐震化促進事業費補助金交付取扱要綱の規定により市長に対してなされた申請その他の手続きは、それぞれこの要綱の相当の規定によりなされた申請その他の手続きとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度の補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月3日から施行し、平成18年度の補助金に適用する。
- 2 浜松市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱(昭和59年4月1日)は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に認めた耐震診断基準及び補強後の判断基準は、平成18年度は、この要綱による耐震診断基準及び補強後の判断基準と同等の効力を有するとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度の補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度から平成23年度までの補助金に適用する。

- 2 平成23年1月17日から平成23年3月31日までに、交付の決定を受けた補助金については、別表第2中「30万円」とあるのは「60万円」と、「45万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「80万円」と、「65万円」とあるのは「95万円」と読み替えるものとする。
- 3 前項に規定する補助金については、第10中「補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日」とあるのは、「平成24年3月31日」と読み替えるものとする。
- 4 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金に適用する。
- 5 この要綱は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度の補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度から平成26年度までの補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度から平成26年度までの補助金に適用する。
- 3 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度から平成29年度までの補助金に適用する。
- 2 別表第3第2項の耐震補強のPRを行う住宅の規定は、平成28年度から平成29年度までの分の補助金に適用する。ただし、平成28年度の補助金については、平成29年1月4日以降に補助申請があった事業に限り適用する。
- 3 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度から平成32年度までの補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度から平成32年度までの補助金に適用する。
- 2 第4条(8)イの規定については、この要綱の施行前に市が実施する現地調査を受けたものは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月1日から施行し、令和元年7月1日から令和2年度までの補助金に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。
- 2 第6条第2項(3)ス及びセ、第11条第2項(3)オ並びに別表第3第2項の在宅避難対

応住宅の規定は、令和2年11月4日から施行し、令和2年11月4日から令和2年度の補助金に適用する。

別表第1（第2条、第3条、第6条、第10条、第11条関係）

事業の区分		事業の内容
1	木造住宅補強計画策定事業	社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第編イ-16-(12)又はロ-16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業イ-16(12)-住宅・建築物耐震改修事業（以下「国の要綱」という。）に基づく住宅に係る耐震化のための計画の策定のうち、木造の既存住宅の補強計画の策定を実施する事業
2	木造住宅耐震補強助成事業	（静岡県）プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱（平成18年4月3日付け住安第2号）に基づく木造の既存住宅の耐震補強工事を実施する事業
3	非木造住宅耐震診断事業	国の要綱に基づく住宅に係る耐震診断のうち、非木造住宅の耐震診断を実施する事業。ただし、マンションを除く。
4	非木造住宅補強計画策定事業	国の要綱に基づく住宅に係る耐震化のための計画の策定のうち、非木造住宅の補強計画の策定を実施する事業。ただし、マンションを除く。
5	建築物耐震診断事業	国の要綱に基づく建築物の耐震診断のうち、既存建築物耐震診断を実施する事業 国の要綱に基づく住宅の耐震診断のうち、マンションの耐震診断を実施する事業
6	建築物補強計画策定事業	国の要綱に基づく建築物に係る耐震化のための計画の策定のうち、既存建築物の補強計画の策定を実施する事業。 国の要綱に基づく住宅に係る耐震化のための計画の策定のうち、マンションの補強計画の策定を実施する事業
7	建築物耐震補強助成事業	国の要綱に基づく建築物の耐震改修又は建替えに関する事業のうち、既存建築物の耐震補強工事を実施する事業 国の要綱に基づく住宅の耐震改修等又は建替えに関する事業のうち、マンションの耐震補強工事を実施する事業
8	緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業	国の要綱に基づく緊急輸送道路沿道又は避難路沿道等の住宅及び建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業のうち、緊急輸送道路沿道の既存住宅及び既存建築物又は、要安全確認計画記載建築物の耐震補強工事を実施する事業。
9	ブロック塀等撤去改善事業	倒壊の危険性のあるブロック塀等を撤去及び改善する事業
10	がけ地近接等危険住宅移転事業	社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）附属第編イ-16-(12)又はロ-16-(12)住宅・建築物安全ストック形成事業イ-16(12)-がけ地近接等危険住宅移転事業に基づき、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む）により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、危険住宅を除却し安全な場所への移転を実施する事業

別表第2（第4条、第6条関係）

用途	規模
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 延べ面積1,000㎡以上
上記以外の学校	階数3以上かつ 延べ面積1,000㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ 延べ面積1,000㎡以上
ポーリング場、スケート場、水泳場 その他のこれらに類する運動施設	階数3以上かつ 延べ面積1,000㎡以上
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
卸売市場	
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
賃貸住宅（共同住宅に限る。） 寄宿舍、下宿	
事務所	
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホーム その他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの	
幼稚園、保育所	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ 延べ面積1,000㎡以上
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他のこれらに類する公益上必要な建築物	
マンション	
法第14条第2号で定める危険物貯蔵場等	
第4条第7号アに該当する建築物	

別表第3（第5条関係）

事業区分		基準額		補助率	
1	木造住宅補強計画策定事業	144,000 円/戸 共同住宅等にあつては、1 棟を 1 戸とみなす		2/3	
2	木造住宅耐震補強助成事業	耐震補強の P R を行わない住宅	300,000 円/敷地	10/10	
		耐震補強の P R を行う住宅	450,000 円/敷地		
		高齢者のみが居住する住宅等 1	200,000 円/敷地		
		高齢者が同居する住宅等 2	100,000 円/敷地		
		低評点住宅 3	150,000 円/敷地		
		在宅避難対応住宅 4	150,000 円/敷地		
3	非木造住宅耐震診断事業	戸建住宅	136,000 円/戸	2/3	
		戸建住宅以外 1 棟ごとに以下の額を合計した額			
		延べ面積 1,000 m ² 以内の部分	3,670 円/m ²		
		延べ面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分	1,570 円/m ²		
		延べ面積 2,000 m ² を超える部分	1,050 円/m ²		
4	非木造住宅補強計画策定事業	すべての非木造住宅	1,850 円/m ² (事業費上限 185 万円/棟)	2/3	
5	建築物耐震診断事業	1 棟ごとに以下の額を合計した額		2/3	
		延べ面積 1,000 m ² 以内の部分	3,670 円/m ²		
		延べ面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分	1,570 円/m ²		
		延べ面積 2,000 m ² を超える部分	1,050 円/m ²		
6	建築物補強計画策定事業	1 棟ごとに以下の額を合計した額 ただし、事業費上限 1,080 万円/棟		2/3	
		延べ面積 1,000 m ² 以内の部分	3,000 円/m ²		
		延べ面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分	1,800 円/m ²		
		延べ面積 2,000 m ² を超えて 3,000 m ² 以内の部分	1,200 円/m ²		
		延べ面積 3,000 m ² を超えて 5,000 m ² 以内の部分	600 円/m ²		
		延べ面積 5,000 m ² を超えて 10,000 m ² 以内の部分	360 円/m ²		
		延べ面積 10,000 m ² を超える部分	240 円/m ²		
7	建築物耐震補強助成事業	免震工法で施工する場合	83,800 円/m ²	23%の 2/3	
		免震工法以外で 施工する場合	マンション		50,200 円/m ²
			マンション以外		51,200 円/m ²
8	緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業	既存住宅（マンションを除く）	34,100 円/m ²	2/3	
		免震工法で施工する場合	83,800 円/m ²		
		免震工法以外で マンション	50,200 円/m ²		

	施工する場合	マンション以外	51,200 円/m ²
--	--------	---------	-------------------------

9	ブロック塀等 撤去改善事業	撤去費	緊急輸送路等 (万年塀の場合を除く) 5		8,900円/m (事業費上限 20万円 /敷地)	2/3	
			緊急輸送路等以外 緊急輸送路等(万年塀の場合に限る) 6		8,900円/m (事業費上限 20万円 /敷地)	1/2	
		新設費	緊急輸送路等 (万年塀を撤去し た場合を除く) 7	金属製フェンス 等		38,400 円/m (事業費上限 50万円 /敷地)	2/3
				生垣 8		38,400 円/m (事業費上限 37.5万円/敷地)	
			緊急輸送路等 (万年塀を撤去し た場合に限る) 7	金属製フェンス 等		38,400 円/m (事業費上限 50万円 /敷地)	1/2
				生垣 8		38,400 円/m (事業費上限 37.5万円/敷地)	
10	がけ地近接等危 険住宅移転事業	除却費			975,000 円/戸	10/10	
		建物助成費(建物)	9		4,650,000 円/戸		
		建物助成費(土地)	9		2,060,000 円/戸		
		建物助成費(敷地造成費)	9		608,000 円/戸		

1 高齢者のみが居住する住宅等とは、所有者本人が居住する既存住宅で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 65歳以上の者のみが居住するもの又は市長が同等と認めるもの

イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの

ウ 介護保険法(平成9年法律第123号)による要介護者又は要支援者が居住するもの

エ 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの

2 高齢者が同居する住宅等とは、所有者本人が居住する既存住宅で、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、高齢者のみが居住する住宅等に該当するものを除く。

ア 65歳以上の者が居住するもの又は市

イ 身体障害者手帳の交付を受けている者

ウ 中学生以下の者が居住するもの

同等と認めるもの = 課内取扱いにも記載
はない為削除

3 低評点住宅とは、木造住宅耐震補強助成事業申請時の補強前の1階のIw値が

0.4未満(市長が同等と認めるものを含む)の木造の既存住宅のものをいう。

- 4 在宅避難対応住宅とは、以下 ～ 全てに該当するものをいう。
新型コロナウイルス感染症に関して重症化リスクの高い者(65歳以上の者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある者、透析を受けている者、免疫抑制剤・抗がん剤等を用いている者、その他国が重症化しやすい者としてホームページ等で提示した者に該当する者)が居住するもの
補強前の1階のIw値が0.7未満のもの
補強後の1階のIw値を1.2以上又はそれと同等以上の効果が認められるものとするもの
寝室、居間にある家具で、寝る場所、座る場所、出入口周辺に転倒する可能性のある家具の固定を行うもの(家具の固定を既に行っている場合は、家具の固定を行うものとみなす。)
耐震補強のPRを行う住宅であるもの
- 5 撤去費の対象は、第4条第8号アに基づく現地調査の実施時点で次のいずれかに該当する倒壊の危険性のあるブロック塀等を撤去するもの。
ア 浜松市地域防災計画に位置づけられた緊急輸送ルート、緊急輸送道路、幹線避難路、緊急避難場所に面しているもの
イ 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項の都市計画において定められた容積率の限度が400パーセント以上の商業地域内の建築基準法第42条第1項及び第2項の道路に面しているもの
ウ 指定通学路に面しているもの
- 6 撤去費の対象は、5のア、イ、ウのいずれにも該当しない倒壊の危険性のあるブロック塀等を撤去するもの。
- 7 新設費の対象は、5のア、イ、ウのいずれかに該当する倒壊の危険性のあるブロック塀等を撤去し、速やかに地震に対して安全な塀に改善するもの。
- 8 生垣を設置する場合は次の全てに該当するもの。
ア 中低木(樹高2m未満)を3本/m以上植樹するもの。ただし、芝生、草花、高さ30cm未満の樹木及びプランター、コンテナ等による緑化は除く
イ 道路に沿って植樹すること
- 9 建物助成費の基準額については、当該事業に要する資金を金融機関から借り入れた場合の当該借入金に対する利子に相当する額をいう。

(あて先) 浜松市長

郵便番号

住所(又は所在地)

申請者 (フリガナ)

氏名(又は名称)

電話番号

交付申請書

浜松市プロジェクト「TOUKAI - 0」総合支援事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

【補助事業の区分】

木造住宅補強計画策定事業

木造住宅耐震補強助成事業

非木造住宅耐震診断事業

非木造住宅補強計画策定事業

建築物耐震診断事業

建築物補強計画策定事業

建築物耐震補強助成事業

緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業

ブロック塀等撤去改善事業

がけ地近接等危険住宅移転事業

以下については「木造住宅耐震補強助成事業」の場合のみ記入してください。

この申請の耐震補強工事の施工にあたり、登録事業者として下記の事項を厳守することを誓います。

- 1 登録事業者と工事監理者は、相互に連携して良心的かつ誠実に耐震補強工事を行う。
- 2 1に反する行為を行った場合には、登録事業者と工事監理者の連名で公表されても異議を唱えない。
- 3 1に反する行為によって申請者に損害を与えた場合には、その損害を登録事業者と工事監理者が連帯して補償する。

登録事業者 事業者名

代表者名

工事監理者 事業者名

氏 名

第2号様式

【木造住宅補強計画策定事業】

- 1 所有者 住所（又は所在地）
氏名（又は名称）
所有者が複数の場合は、全ての所有者をご記入下さい。
- 2 建築物の概要 所在地 浜松市
建物名称
構造 造(混構造 有 無)
階数 地上 階・地下 階(スキップフロア 有 無)
用途 専用住宅 併用住宅 賃貸住宅 その他
延べ面積 m²(住居以外の部分の面積 m²)
建築年次 年
- 3 補強計画作成者 氏名 (携帯 - -)
静岡県耐震診断補強相談士 第 号
建築士事務所名
()知事登録 第 号
所在地
電話番号
- 4 わが家の無料耐震診断の実施 有 (年度実施) 無
- 5 事業に要する費用 円(消費税込み)
- 6 申請者の区分 個人 事業者(個人事業者も含む)
- 7 事業の予定期間 業務着手の日 から 年 月 日まで

第3号様式

【木造住宅耐震補強助成事業】

- 1 所有者 住所（又は所在地）
氏名（又は名称）
所有者が複数の場合は、全ての所有者をご記入下さい。
- 2 建築物の概要 所在地 浜松市
建物名称
構造 造（混構造 有 無）
階数 地上 階・地下 階（スキップフロア 有 無）
用途 専用住宅 併用住宅 賃貸住宅 その他
延べ面積 m²（住居以外の部分の面積 m²）
建築年次 年
補強前の耐震評点 1階 X方向（ ） Y方向（ ）
2階 X方向（ ） Y方向（ ）
補強後の耐震評点 1階 X方向（ ） Y方向（ ）
2階 X方向（ ） Y方向（ ）
- 3 補強計画作成者 氏名 （携帯 - - ）
静岡県耐震診断補強相談士 第 号
建築士事務所名
（ ）知事登録 第 号
所在地
電話番号
- 4 補強工事監理者 氏名 （携帯 - - ）
静岡県耐震診断補強相談士 第 号
電話番号
- 5 補強工事施工者 事業者名
浜松市施工事業者登録 第 号
所在地
電話番号
- 6 わが家の無料耐震診断の実施 有（ 年度実施） 無
- 7 木造住宅補強計画策定事業の実施 有（ 年度実施） 無
- 8 事業に要する費用 円（消費税込み）
- 9 申請者の区分 個人 事業者（個人事業者も含む）
- 10 事業の予定期間 工事着手の日 から 年 月 日まで

第4号様式

【非木造住宅耐震診断事業】【建築物耐震診断事業】

- 1 所有者 住所（又は所在地）
氏名（又は名称）
所有者が複数の場合は、全ての所有者をご記入下さい。
- 2 建築物の概要 所在地 浜松市
建物名称
構造 造
階数 地上 階・地下 階
高さ 最高高さ m・(木造の場合)軒の高さ m
用途 共同住宅の場合()戸
延べ面積 m²
建築年次 年
- 3 診断者 氏名
()建築士()登録 第 号
建築士事務所名
()知事登録 第 号
所在地
電話番号
- 4 事業に要する費用 円(消費税込み)
- 5 申請者の区分 事業者(個人事業者も含む) 個人
- 6 事業の予定期間 業務着手の日 から 年 月 日まで

第5号様式

【非木造住宅補強計画策定事業】【建築物補強計画策定事業】

- 1 所有者 住所（又は所在地）
氏名（又は名称）
所有者が複数の場合は、全ての所有者をご記入下さい。
- 2 建築物の概要 所在地 浜松市
建物名称
構造 造
階数 地上 階・地下 階
高さ 最高高さ m・(木造の場合)軒の高さ m
用途 共同住宅の場合()戸
延べ面積 m²
建築年次 年
- 3 耐震診断結果 I s (I w) 値 X方向() Y方向()
q 値 X方向() Y方向()
- 4 補強計画作成者 氏名
()建築士()登録 第 号
建築士事務所名
()知事登録 第 号
所在地
電話番号
- 5 事業に要する費用 円(消費税込み)
- 6 申請者の区分 事業者(個人事業者も含む) 個人
- 7 事業の予定期間 業務着手の日 から 年 月 日まで

第6号様式

【建築物耐震補強助成事業】【緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業】

- 1 所有者 住所（又は所在地）
氏名（又は名称）
所有者が複数の場合は、全ての所有者をご記入下さい。
- 2 建築物の概要 所在地 浜松市
建物名称
構造 造
階数 地上 階・地下 階
高さ 最高高さ m・（木造の場合）軒の高さ m
用途 共同住宅の場合（ ）戸
延べ面積 m²
建築年次 年
- 3 耐震診断結果 I s（I w）値 X方向（ ）Y方向（ ）
q値 X方向（ ）Y方向（ ）
- 4 補強計画結果 I s（I w）値 X方向（ ）Y方向（ ）
q値 X方向（ ）Y方向（ ）
- 5 補強工事施工者 事業者名
代表者名
所在地
電話番号
建設業許可（ - ）第 号
担当者名（携帯 - - ）
- 6 事業に要する費用 円（消費税込み）
- 7 申請者の区分 事業者（個人事業者も含む） 個人
- 8 事業の予定期間 工事着手の日 から 年 月 日まで

第7号様式

【ブロック塀等撤去改善事業】

- 1 ブロック塀等の概要
- | | |
|---------------|-----|
| 所在地 | 浜松市 |
| 道路等に面する既存塀の長さ | m |
| 既存塀の道路からの高さ | m |
| 既存塀の厚さ | cm |
| 道路等に面する新設塀の長さ | m |
| 新設塀の道路からの高さ | m |
- 2 ブロック撤去後の概要
- | | |
|-------|-------------------------------|
| 撤去 | 全て撤去のまま |
| | 既存ブロック（2段以下または道路からの高さが80cm未満） |
| | その他（ ） |
| 撤去+新設 | 金属製フェンス設置 |
| | 生垣設置 |
| | その他（ ） |
- 3 工事施工者（撤去）
- | | |
|------|-----------|
| 事業者名 | |
| 所在地 | |
| 電話番号 | |
| 担当者名 | （携帯 - - ） |
- 工事施工者（新設）
- | | |
|--------------|-----------|
| 工事施工者（撤去）と同じ | |
| 事業者名 | |
| 所在地 | |
| 電話番号 | |
| 担当者名 | （携帯 - - ） |
- 4 事業に要する費用
- 円（消費税込み）
- 5 申請者の区分
- 個人 事業者（個人事業者も含む）
- 6 事業の予定期間
- 工事着手の日 から 年 月 日まで

第8号様式

【がけ地近接等危険住宅移転事業】

- 1 建物所有者 住所
氏名
所有者が複数の場合は、全ての所有者をご記入下さい。
- 2 土地所有者 住所（又は所在地）
氏名（又は名称）
所有者が複数の場合は、全ての所有者をご記入下さい。
- 3 危険住宅の概要 所在地 浜松市
敷地面積 m^2
構造 造
階数 地上 階 ・ 地下 階
用途
延べ面積 m^2
建築年次 年
持ち家 賃貸
- 4 危険住宅に代わる住宅の概要 所在地
敷地面積 m^2
構造 造
階数 地上 階 ・ 地下 階
延べ面積 m^2
新築 購入 賃貸 その他（ ）
- 5 事業に要する経費
（除却等に要する費用） 円（消費税込み）
（新築又は購入に要する費用） 円（消費税込み）
（土地の購入又は造成に要する費用） 円（消費税込み）
- 6 事業の予定期間 事業着手の日 から 年 月 日まで

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

申請者 氏名(又は名称)

生年月日(個人の場合) 明・大・昭・平 年 月 日

市税納付・納入確認同意書

下記事業の補助金交付申請に伴い、浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

記

【補助事業の区分】

木造住宅補強計画策定事業

木造住宅耐震補強助成事業

非木造住宅耐震診断事業

非木造住宅補強計画策定事業

建築物耐震診断事業

建築物補強計画策定事業

建築物耐震補強助成事業

緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業

ブロック塀等撤去改善事業

がけ地近接等危険住宅移転事業

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

申請者

氏名(又は名称)

消費税申出書

浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の補助金交付申請における事業に要する経費に係る消費税額について、下記のとおり申出します。

記

(必要に応じて、貴社経理担当又は会計士等にご確認いただき、以下から選択してください。)

消費税額を補助事業の対象とすることを要する。ただし、消費税申出書を提出後において、1から3に該当しなくなり消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行った場合には、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けた場合においては補助対象経費に係る消費税仕入れ控除税額等を市に返還するものとする。

理由

1. 消費税法における納税義務者でない
2. 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない
3. 簡易課税事業者である

消費税額を補助事業の対象とすることを要しない

理由

上記1から3に該当しないため、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行う可能性がある

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

誓約者 氏名(又は名称)

暴力団排除に関する誓約書

浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

(あて先) 浜松市長

住所

申請者

氏名

家族構成報告書

工事を行う住宅に居住する者を次のとおり報告します。

	氏名	生年月日	申請者との続柄
1		年 月 日 (歳)	
2		年 月 日 (歳)	
3		年 月 日 (歳)	
4		年 月 日 (歳)	
5		年 月 日 (歳)	
6		年 月 日 (歳)	

上記のうち、以下に該当する者は、当該手帳等の写しを添付します。

身体障害者手帳の交付を受けている

身体障害程度等級1級又は2級

その他

介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている

療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている

第13号様式

補強計画結果報告書（木造）

1 建築物	名称		
	所在地		
	規模	(階数)地上 階,地下 階 (床面積)1階 m ² ,2階 m ² ,延べ m ² 【補強計画による面積変更 無 増 減 延べ m ² 】	
2 補強計画作成者	氏名		
	事務所名		
	所在地		
	計画策定日	年 月 日	
3 補強計画の概要	診断法等	在来工法	伝統工法
		一般診断法	精密診断法 1 その他
		補強前	補強後
	1階評点	X方向 Y方向	X方向 Y方向
	2階評点	X方向 Y方向	X方向 Y方向
	屋根仕様	土葺瓦 棧瓦 鉄板 スレート その他	現況のまま 仕様変更あり()
	外壁仕様	土塗壁 モルタル トタン サイディング その他	現況のまま 在来補強 認定工法あり()
	内壁仕様	土塗壁 ボード ベニヤ その他	現況のまま 在来補強 認定工法あり()
	基礎仕様	鉄筋コンクリート 健全 ひび割れ 無筋コンクリート 健全・軽微なひび割れ ひび割れ その他 足固め有 足固め無	現況のまま 改修・一部補強のみ 仕様変更あり ()
金物仕様			

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

申請者 氏名(又は名称)

耐震補強PR確認書

年度木造住宅耐震補強助成事業の補助金の交付を申請する下記の建築物の耐震補強PRについては、下記のとおりとします。

記

1. 耐震補強PRの確認

耐震補強のPRを行います。(15万円上乘せ補助の対象) 2.内容を記載してください。
耐震補強のPRを行いません。

2. 内容

(1) 必須条件

工事期間中に耐震補強PR看板を設置します。また、工事完成後には、PR看板の設置状況の写真を提出します。

(2) 選択条件(以下のいずれか1つ以上を選択)

工事期間中に現場見学会の案内看板を設置し、現場見学会を実施します。また、工事完成後には案内看板の設置状況と見学会の実施状況の写真を提出します。

工事完成後に完成見学会の案内看板を設置し、完成見学会を実施します。また、案内看板の設置状況と見学会の実施状況の写真を提出します。
工事完成後に耐震補強工事を実施するきっかけを記載した文書及び耐震補強工事後の住宅の写真を提出します。

耐震補強のPRを行う選択をした場合、内容における必須条件・選択条件のいずれか1つでも不足すると、15万円上乘せの補助が受けられないことを承知しています。

耐震補強のPRを行わない住宅から、耐震補強のPRを行う住宅への変更は、工事着手後にはできないことを承知しています。

耐震診断結果報告書（木造以外）

1 建築物	名称		
	所在地		
	用途		
	規模	造,地上 階 地下 階, m ²	
2 所有者	住所		
	氏名		
3 診断者	名称		
	所在地		
	診断日	年 月 日	
4 耐震診断の方法の名称			
5 実地調査の概要 (構造上主要な部分の配置・形状・緊結、部材強度、腐食・腐朽等について記載)			
6 耐震診断の結果 (地震の震動・衝撃に対する倒壊・崩壊の危険性の度合いを記載)	X方向	Is	q 又は CTUSD
	Y方向	Is	q 又は CTUSD
7 総合所見			

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

申請者 氏名(又は名称)

耐震補強工事実施予定誓約書

年度(非木造住宅 建築物)補強計画策定事業の補助金の交付を申請する下記の建築物については、当該補強計画に基づき耐震補強工事を実施することを誓約します。

記

【補助事業の区分】

非木造住宅補強計画策定事業

建築物補強計画策定事業

1. 所在地 浜松市

2. 建物名称

3. 耐震補強工事の実施予定期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

耐震診断結果報告書（木造）

1 建築物	名 称	
	所 在 地	
	用 途	
	規 模	(階数) 地上 階, 地下 階 (床面積) 1階 m ² , 2階 m ² 合計 m ²
2 所有者	住 所	
	氏 名	
3 診断者	氏 名	
	事務所名	
	所 在 地	
	診 断 日	年 月 日
4 診断結果の概要	総合評点	1階 X方向, Y方向 2階 X方向, Y方向
5 診断建物現況 補強計画で評価 したものを記入し てください。	屋 根	土葺瓦 棧瓦 石綿スレート板 鉄板 その他()
	外 壁	土塗壁 ラスモルタル トタン サイディング その他()
	内 壁	土塗壁 ボード ベニヤ その他()
6 診断建物 基礎形式	鉄筋 コンクリート	健全 ひび割れが発生している
	無筋 コンクリート	健全
		軽微なひび割れが発生している
		ひび割れが発生している
	玉石基礎	足固めあり
		足固めなし
	そ の 他 (CB基礎等)	()

補強計画結果報告書（木造以外）

1 建築物	名称			
	所在地			
	用途			
	規模		造,地上階地下階, m ²	
2 所有者	住所			
	氏名			
3 補強計画策定者	名称			
	所在地			
	計画策定日		年 月 日	
4 補強計画の概要	補強前	X方向	ls	q 又は CTUSD
		Y方向	ls	q 又は CTUSD
	補強後	X方向	ls	q 又は CTUSD
		Y方向	ls	q 又は CTUSD
5 具体的な補強内容				
6 総合所見				

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)
土地所有者
氏名(又は名称)

危険住宅移転跡地利用誓約書

年度がけ地近接等危険住宅移転事業の補助を受けて危険住宅の除去を行った下記の跡地については、今後浜松市の指導に従い事業の目的にそった適正な管理をすることを誓約します。

記

1. 所在地
2. 跡地利用

様

浜松市長

決定通知書

年 月 日付け申請のあった浜松市プロジェクト「TOUKAI - 0」
総合支援事業費補助金について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

金額	億		千		百		拾		万		千		百		拾		円

- 1 補助事業の区分
- 2 建築物等の概要
- 3 交付に付する条件
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
ただし、事前に市と協議をし、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合
においては、速やかに市長に報告をしてその指示を受けなければならない。
 - (3) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管して
おかななければならない。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した建築物等について、事業完了後におい
ても耐震性が低下する改造等を施さないこと。
 - (5) 補助事業の完了により当該補助事業者者に相当の収益が生じると認められる場合
においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全
部または一部に相当する金額を市に納付すること。
 - (6) 浜松市補助金交付規則（昭和 55 年浜松市規則第 17 号。以下「規則」という。）第
17 条第 1 項の規定により補助金の交付決定の取消しを受けたときは、補助金の全額を
返還すること。
 - (7) 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、補助金の返還の
請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2
の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
 - (8) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を
納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてそ
の交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

申請者

氏名(又は名称)

交付申請取下届

浜松市プロジェクト「TOUKAI - 0」総合支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請を取下げたいので届け出ます。

1 補助事業の区分

木造住宅補強計画策定事業

木造住宅耐震補強助成事業

非木造住宅耐震診断事業

非木造住宅補強計画策定事業

建築物耐震診断事業

建築物補強計画策定事業

建築物耐震補強助成事業

緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業

ブロック塀等撤去改善事業

がけ地近接等危険住宅移転事業

2 申請の区分

交付の申請

変更申請

3 理由

資金の都合がつかなくなったため

計画どおりの事業ができなくなったため

その他(

)

第 2 2 号様式

浜松市指令都建第 号

年 月 日

様

浜松市長

交付決定取消し通知書

年 月 日付け浜松市指令都建第 号により交付決定しました浜松市プロジェクト「TOUKAI - 0」総合支援事業について、浜松市補助金交付規則第 17 条第 1 項の規定により、補助金の交付の決定を取消しましたので通知します。

記

- 1 補助事業の区分
- 2 建築物等の概要

第 2 3 号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

郵便番号

住所(又は所在地)

申請者 (フリガナ)

氏名(又は名称)

電話番号

変更承認申請書

年 月 日付け浜松市指令都建第 号により補助金の交付の決定を受けた浜松市プロジェクト「TOUKAI - 0」総合支援事業の内容について変更したいので、関係書類を添えて申請します。

補助事業の区分

木造住宅補強計画策定事業

木造住宅耐震補強助成事業

非木造住宅耐震診断事業

非木造住宅補強計画策定事業

建築物耐震診断事業

建築物補強計画策定事業

建築物耐震補強助成事業

緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業

ブロック塀等撤去改善事業

がけ地近接等危険住宅移転事業

木造住宅耐震補強助成事業において、別表第 3 第 2 項に規定する耐震補強の P R を行わない住宅から、同項の耐震補強の P R を行う住宅への変更は、工事着手後にはできません。

変更内訳書

次の変更内容等について、申請者に詳細に説明をしました。

説明者 _____

(耐震補強助成事業の場合、工事監理者)

金額の変更	申請時 (¥ _____) から変更後 (¥ _____) 見積内容に変更がある場合は見積書を添付											
評点の変更 耐震補強助成 事業のみ	申 請 時						変 更 後					
	補強前	1F	X		Y		補強前	1F	X		Y	
		2F	X		Y			2F	X		Y	
	補強後	1F	X		Y		補強後	1F	X		Y	
		2F	X		Y			2F	X		Y	
	変更後の計画書 (工事前・後) や図面等を添付											
変 更 内 容												
変 更 理 由												

変更の内容について説明を受け、この変更を確認しました。

年 月 日

申請者 _____

様

浜松市長

変更承認通知書

年 月 日付け変更承認申請がありました浜松市プロジェクト「TOUK
A I - 0」総合支援事業費補助金について、年 月 日付け浜松市指令都建第
号による交付の決定を下記のとおり変更したので通知します。

記

金額	億 千 百			拾 万 千			百 拾 円		

1 補助事業の区分

2 建築物等の概要

3 交付に対する条件

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
ただし、事前に市と協議をし、軽微な変更であると市長が認める場合を除く。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合
においては、速やかに市長に報告をしてその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管して
おかななければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した建築物等について、事業完了後におい
ても耐震性が低下する改造等を施さないこと。
- (5) 浜松市補助金交付規則（昭和 55 年浜松市規則第 17 号。以下「規則」という。）第
17 条第 1 項の規定により補助金の交付決定の取消しを受けたときは、補助金の全額を
返還すること。
- (6) 規則第 17 条第 1 項の規定により補助金の交付決定の取消しを受け、補助金の返還の
請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2
の規定に基づき、加算額又は遅延損害金を市に納付する。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を
納付しない場合、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてそ
の交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

申請者

氏名(又は名称)

実績報告書

年 月 日付け浜松市指令都建第 号により補助金の交付の決定を受けた浜松市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 補助事業の区分

木造住宅補強計画策定事業

木造住宅耐震補強助成事業

非木造住宅耐震診断事業

非木造住宅補強計画策定事業

建築物耐震診断事業

建築物補強計画策定事業

建築物耐震補強助成事業

緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業

ブロック塀等撤去改善事業

がけ地近接等危険住宅移転事業

2 事業完了年月日 年 月 日

第27号様式

補強計画確認書

耐震補強計画の内容について、申請者に詳細に説明をしました。

補強計画作成者

上記補強計画作成者より耐震補強計画の内容について、詳細な説明を受け、この補強計画を確認しました。

年 月 日

申請者

補助金を利用しての耐震補強工事の実施予定

有 (年度頃)

無 理由 ()

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

申請者

氏名(又は名称)

耐震補強PR実施報告書

年 月 日付け浜松市指令都建第 号により補助金の交付の決定を受けた
木造住宅耐震補強助成事業において、下記の耐震補強PRを実施したことを報告します。

記

耐震補強PRの実施内容

(必須)

工事期間中に耐震補強PR看板を設置し、その設置状況の写真を提出

(以下のいずれか1つ以上)

工事期間中に現場見学会を実施し、その案内看板の設置状況と見学会の
実施状況の写真を提出

工事完成後に完成見学会を実施し、その案内看板の設置状況と見学会の
実施状況の写真を提出

工事完成後に住宅所有者等が耐震補強工事を実施するきっかけを記載し
た文書及び耐震補強工事後の住宅の写真を提出

第30号様式

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)
申請者
氏名(又は名称)

住所変更届

年度 事業において、下記のとおり住所変更したので
届け出いたします。

記

変更年月日	年 月 日	
変更事項	旧(変更前)	新(変更後)
フリガナ 住所		

浜都建第 号
年 月 日

様

浜松市長

確定通知書

年 月 日付けで報告のありました浜松市プロジェクト「TOUKAI - 0」総合支援事業の実績を審査した結果、浜松市プロジェクト「TOUKAI - 0」総合支援事業費補助金として下記のとおり確定したので通知します。

記

金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

- 1 補助事業の区分
- 2 建築物等の概要

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(又は所在地)

氏名(又は名称)

請求書

年 月 日付け浜都建第 号により補助金の交付の確定を受けた
浜松市プロジェクト「TOUKAI - 0」総合支援事業費補助金について、下記のとおり
請求します。

記

請求額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円	
	振込口座	金融機関名								
支店名等										
預金種別		普通・当座								
口座番号										
フリガナ										
口座名義										